

## 納めた国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

### ● 社会保険料控除とは

ご自身や配偶者などの家族の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めている場合に、年末調整などで申告することで受けられる所得控除のことです。

1月から12月末までに納めた社会保険料が対象となるため、この期間に納めた過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

### ● 年末調整の際に必要な書類

- ・「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」

※ 1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に、10月末に日本年金機構から送付されています。

- ・領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」がお手元にない場合に必要です。

### ● 年末調整時に年金分の控除をしていない場合

10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納められた方には、翌年2月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が年金機構から送られる予定なので、確定申告の際にお使いください。



## 稚内年金事務所からのお知らせ

### ☆年金相談窓口は原則予約制です☆

稚内年金事務所の年金相談窓口は、原則予約が必要となります。待ち時間が長くなったり、相談を受けられないといったトラブルを避けるためにも稚内年金事務所にご相談の際には、事前に予約をお願いします。予約は当日でも受け付けています。よろしくお願いします。

稚内年金事務所の年金相談窓口のご予約は

電話番号 **0162-74-1000** へ

自動音声で案内しますので、音声に従って「1」→「2」の順に選択してください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812